

◆調理加熱用の薪・木炭における 当面の指標値について

| 品目 | 放射性セシウム |
|----|-----------|
| 薪 | 40 Bq/kg |
| 木炭 | 280 Bq/kg |

単位：Bq/kg
(ベクレル毎キログラム)
対象物1kgあたりに含まれる
放射性物質質量を示します

平成24年2月1日現在

◆注意

生産者

- ◆生産した薪又は木炭が指標値を超えていないことを確認した上で販売又は譲渡すること
- ◆薪又は木炭を販売又は譲渡する場合には、相手方に生産状況等に関する情報を適切に提供すること
- ◆自ら生産した薪又は木炭を使用する場合には、指標値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること
- ◆指標値を超えない薪及び木炭を生産するため、放射性物質の樹木への付着は葉及び幹の表面に多く、幹の内部の濃度は低いと考えられることを踏まえ、原木から樹皮を取り除くなど放射性物質の濃度の低減に努めるとともに、取り除いた樹皮の適正な処理を行うこと

流通関係者

- ◆薪又は木炭を購入又は譲受する場合には、当該巻き又は木炭の生産者・譲渡者に、指標値を超えていないことを確認すること
- ◆生産者・譲渡者から薪又は木炭の指標値を超えていないことを確認できなかった場合には、自ら確認した上で販売又は譲渡すること
- ◆薪又は木炭を販売又は譲渡する場合には、相手方に生産状況等に関する情報を適切に提供すること